

第1回 生駒市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和2年8月21日（金） 午前10時～
場 所	市役所 401・402会議室
出席者	会 長 清水 益治 副 会 長 吉岡 眞知子 委 員 白樫 学 竹腰 紗和 前田 良一 柴田 玲子 澤 憲子 谷猪 富貴子 中谷 篤 伊藤 扶美子 崎山 良子 築瀬 裕子 藤田 玉緒
事務局	こども課
会議の公開	公開
傍聴者	あり

1. 開会

2. 委員紹介

（事務局より委員紹介）

3. 議題

- （1）特定地域型保育事業の認可について
- （2）待機児童数のカウント方法について

会 長：それでは議題（1）特定地域型保育事業の認可について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会 長：ただ今の説明に関して、あるいはこの施設に関して、質問等ありますか。

副会長：この会議で、特定地域型保育事業の認可についてと上がっているのは、審議ではなく報告ですか。

事務局：本来であれば、事前にお伝えすべきでしたが、第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定もあり、報告となってしまいました。

副会長：生駒市として地域型保育事業所を認可する基準はどうなっていますか。
それをどこで諮っていますか。

事務局：昨年度に策定した第2期生駒市子ども・子育て支援事業計画の中でどの年齢の待機児童が多いのか、それを踏まえどのように地域型保育施設を整備していくのかをみています。
事業所からの申請については、待機児童が多い地域かどうかを事務局で判断し、受理をしています。
要綱を定めており、それに基づき整備しているか等を確認しています。
その後、奈良県に進達しています。

副会長：県に報告しているということは、県で基準を確認しているのですか。

事務局：認可はあくまでも市です。

副会長：認可の基準があるのであれば、この会議の場でも確認したい。
地域型保育事業は待機児童解消のため、増えていっているが、待機児童のためだけというわけではなく、保育の質の部分をどのように確認しているのかを含め、慎重に対応していくべきだと思う。

事務局：要綱がありますので、次回の会議でお示ししたいと思います。

委員：待機児童の数字を見ながら量的な部分で考えておられると思うが、令和2年度から令和5年度で整備していく保育所の具体的な数があるのであれば知りたいです。

事務局：今後の計画につきましては、本日その他の案件で報告予定ですが、今年度に2園の公募を予定しており、令和3年度から令和5年度まで各年度2園ずつ計画しています。

会長：私も関わらせていただき、公募の段階での基準は考えています。その基準ができた際には既存の園にも内容を広めていただくことにより、全ての園がその基準以上になっていくでしょう。そうすることで生駒市の保育の質を高める今回は良いチャンスです。
「保育所保育指針」というのが国で定められており、守らないといけない基準があります。

委員：資料には保育従事者の人数の記載がないが、実際何人いらっしゃいますか。半分以上が保育士となっているが実際はどうですか。

委員：3分の2が保育士となっています。

事務局：保育の質の部分について、民間の保育所・小規模保育所について年に1回必ず指導主事・栄養士・保育コンサルジュで巡回しており、そのときに保育内容や給食の献立といったことの確認をしています。

副会長：定員が、0歳児7名、1歳児6名、2歳児6名とありますが、0歳児の子が1歳児になったときに1人の子はどうなるのかと気になります。そうならないように申請時にいろんな方面で考えていくことは課題だと思います。

事務局：1,2歳児について、柔軟な対応をされるとのことでしたので認めました。しかしながら、今後についてはより慎重に審査をしていきたい。

会 長：保育の質を高めていくことも、数を確保するのも、どちらも必要なのでバランスを取りながら進めていく。
1度認可はしているが定員について、再度協議をしてはどうでしょうか。

事務局：7月末の状況で、0歳児6名、1歳児6名、2歳児3名となっています。

会 長：現在0歳児が6名なのであれば、このままにされるほうがよいと思います。

事務局：今後、園からくる毎月の募集人数も確認しながら、対応していきます。

委 員：資料の定員、0歳・1歳・2歳とありますが、これは年度ごとの0歳児・1歳児・2歳児ということですか。年度途中でお誕生日を迎えた方はどうなりますか。

事務局：4月1日時点での年齢となります。年度途中でクラスが変わることはありません。

委 員：小規模保育事業のA型、B型、C型とありますがどの種類で申請されるかにより、認可の基準に違いはありますか。保護者としては、保育士がいるほうが安心です。

事務局：市としては基本的にはA型ですが、今回認可した事業所についても今後A型に移行していただくように考えています。

副会長：今後の資料では、保育士の人数を掲載してはどうですか。

事務局：次回からはそのようにします。

会 長：それでは議題（2）待機児童数のカウント方法について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料説明）

会 長：今の説明を聞いてご質問・ご意見はありませんか。

委員：実質待機児童にカウントされない、希望している園に入れていない方はどれぐらいいますか。

事務局：4月現在で22名です。

委員：保育所の定員が空いていて、どの園でもよければと希望した人が入れるのはどれぐらいですか。

事務局：8月の選考時点で、全体で申込者数が148名、園からの募集が132名あり、入所になった方は21名です。

委員：説明のあった4月現在で65名という待機児童数は現行の基準による人数ですか、変更案の基準で数えた数なのか、どちらになっていますか。

事務局：現行での数え方によります。

事務局：今回の提案はカウント数の変更のみであり、保護者の方に対して申込時に希望園を6園以上記入することを強制するものではありません。国に報告するときに、どこまでを生駒市の待機児童としてカウントするのかということを変更させていただきたいということであり、保護者の方への案内は今までどおり、入所を希望する園を記入していただくこととなります。

奈良県内でも生駒市の待機児童数が多いため、他市の状況を確認したところ、市内全部の園を希望園として記入し、それでも入所できなかった児童のみを待機児童数としてカウントしているというところが多く、生駒市のカウント方法とかけ離れていました。

委員：県内で基準が違うということは、正確な数値でないと思いますが統一できないのですか。

事務局：奈良県に伝えましたが、各自治体での判断で基準を定めるようにという回答でした。

委員：他府県の状況はどうですか。

事務局：他府県の状況は調べていません。

委員：どの地区に待機児童が多いですか。その多い地区にこれから小規模保育事業を整備していくということでしょうか。

事務局：生駒駅・東生駒駅周辺、白庭台地区が多いです。小規模保育事業の公募については、待機児童が多い地区を分析し、そこに整備していただくように募集します。

委員：生駒市が保育コンシェルジュや小規模保育事業の整備といろいろ取り組んでおられるのはわかっています。

今までの説明を聞くとこのカウント方法の変更も定義がきちんとあり、良いと思います。

副会長：待機児童の数値が高いと危機感を持つが、減ったときに安心してしまうと、今のように取り組んでいることが、日が経つにつれ薄れていかないかが心配です。「生駒市は待機児童数が多い」と言われることによりプレッシャーを感じることで、いろいろ取り組むが、数字が減ったときにこれでいいと市が思わないようお願いしたい。

事務局：日々窓口等で待機になった保護者の悲痛な思いを目の当たりにしています。今後も引き続き取り組みはさせていただきます。

委員：保育所、幼稚園の仕事を見るがありますが、とても丁寧に対応されているように思います。引き続きその丁寧な対応に取り組んでもらいたい。
この待機児童数の多さについても、もう少し情報発信をしてはどうでしょうか。そうすることにより理解も進むと思います。わかりやすい情報発信を考えてほしい。

4. その他

会長：それでは続いて、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料4 新型コロナウイルス感染症対策としての市内幼稚園・保育所等の主な対応について説明

委員：私立幼稚園も各園で対応は異なると思いますが、当園でも分散登園等をしています。まもなく始まる2学期の対応も不安はある。公立園の状況も教えていただきながら対応していきたい。

会長：先ほどの説明はこのように対応したという報告だが、今後もし園で発生した場合はどうするのですか。他の自治体での実践事例も出ていると思うのでそういうのも参考にしながら、市が主導して決めないといけないこと、園長会で決めないといけないことがあると思うので、これからの対策を考えておくべきだと思います。

事務局：保育会とも連携しながら、取り組んでいます。今、課題なのが休業の期間と範囲をどのようにするのか、保健所と連携をとりながら休業の範囲と期間を定めていくようになると考えています。いかに施設内で感染を広げないか、そこを主眼において対策をしていかないとと思っています。現在、対応マニュアルの作成を考えています。

副会長：生駒市として、子どもを預かっている機関として、保育所・幼稚園・小学校・中学校、公立私立の垣根なく、市や教育委員会がひとつになり、保護者が混乱しないように統一した基準を設定するよう対応を考えていただきたい。
またこれまでの取り組みの中で園が必要としている物資等についても聞き取り、予算を措置する等の対応をしてほしい。

事務局：今現在、これまでの経験を生かしながら対応と対策をまとめています。医師会や保健所とも連携をとりながら進めています。

マスクなどの物資についても寄付をいただいたりしていますので、その際は公私問わず園にお声がけし、配布するようにしています。国からの予算についても必要なところに配分させていただいています。

保育所や学童保育所は就労されている方のために開所しないといけませんが、クラスターが発生した場合などは感染拡大の防止という観点からは閉めないといけなく、子どもたちの安心安全を守るためにもご協力をお願いします。

委員：利用している保育所が翌日から休園となった場合、すぐに別の園に預けられるといったことはできますか。急に仕事を休めない場合もあり、そういった対応がとられていると安心です。

事務局：ケースにもよりますが、園の中での濃厚接触者をどれだけ小さく抑えるかということをもとに考え取り組んでいます。保健所とのやり取りの中で、消毒後はすぐに施設は使えますが、濃厚接触者となると2週間の健康観察期間が必要となるため、濃厚接触者になる保育士や園児を抑え、その園での保育をいかに早く再開するか、これを考えています。

会長：マニュアルを作成するのであれば、一部分でも公開することを前提につくってみる。公開することで、協力を得られやすい部分も出てくると思います。

事務局：続きまして、事務局から2つめの報告です。

小規模保育事業A型又は家庭的保育事業の運営者を2事業者公募します。8月25日から市のホームページに掲載し、公募を開始します。

副会長：今年度開園した小規模保育事業はB型でA型への移行を進めるとのことでしたが、今回の公募はA型ですか。同じようにB型で開園後A型への移行を進めることはありますか。

事務局：今回は広く公募しますので、A型としています。

副会長：事業所としてはA型は厳しい面もあると思いますが、開業できる物件を市が用意するといったフォローをするべきだと思います。

事務局：実際、駅前には小規模保育事業を開園できる物件がないという話は聞いていますが、物件の紹介といったことはできていません。今回の公募では空き家対策の一環として、こちらから空き家を1つ指定してそこへの公募も行います。

委員：小規模保育事業というのは、資料3-2に記載されている園ではどこになりますか。

事務局：資料3-2の上から、北地区のきたやまと保育園、白庭台地区のにじ保育園、中地区のソフィア谷田保育園・いちぶちどりキッズたにだ・小規模認可保育所わらべ学園、南地区のいちぶちどりキッズが小規模保育所になります。

委員：今回公募する小規模保育事業というのは、0～2歳児を対象とした施設ですか。

事務局：小規模保育事業というのが、0～2歳児を対象とした施設となります。

会長：他にございませんか。

委員：コロナで大変だと理解していますが、もし園内で先生が感染した場合など、他ですぐに預かってもらえる園があれば保護者としては安心です。いきなり知らないお子さんを預かるというのは難しいとも思いますが、連携をとってもらって対応していただけるようにしていただくと助かります。

事務局：そういうことができるとスムーズですが、保育室の広さの問題や保育士の人数といったいろいろな基準があり、なかなか難しいです。

通っている園での少しでも早い保育の再開を目指し、ハード面では施設の消毒を速やかにできるように、ソフト面では保育士の濃厚接触者を少なく抑えられるように日々の活動を心がけるようにしています。

副会長：調べてみたところ、感染者が発生した場合、3日程度は施設を閉鎖し、保健所がいろいろ調べる。濃厚接触者の判断をするためにも3日程度は施設も人も待機になるようですので、すぐに他の園というのは難しいと思います。

事務局：保健所が施設を確認し、感染された方が園でどのように過ごされていたのか細かく行動記録を確認されます。その間はお子さん自身も濃厚接触者となり得る可能性があるため、自宅待機になると思います。

委員：希望の保育所に入れず待機となっている方はどうされていますか。

事務局：祖父母等の親族にみてもらったり、認可外保育施設や一時預かり事業を利用されていると聞いています。

会長：本日の案件は全て終了しました。ありがとうございました。

5. 閉会